

ドイツの取引所

規制/非規制	規制市場 (Regulated Market)		非規制市場 (Open Market (Regulated Unofficial Market))	
市場	Prime Standard	General Standard	Entry Standard	その他
企業数 ¹ (内、ドイツ企業)	368 (337)	322 (287)	119 (106)	10,157 (352)
市場の概要	開示基準が厳格な透明性の高い市場 (General Standard での要件に加えて開示が求められる) ・ 年次報告書 ・ 半期報告書 ・ 四半期報告書 (英語及びドイツ語) (各種の報告は英語による)	EU の透明性指令に基づく下記の水準を満たす企業を対象とする市場 ・ 年次報告書 ・ 半期報告書 ・ 中間経営報告 (年 2 回) (各種の報告は英語又はドイツ語による)	規制市場より開示基準が厳格でない市場 (取引所ルールに基づき開示) ・ 年次報告書 ・ 半期報告書 ² (各種の報告は英語又はドイツ語による)	開示ルールが特段定められていない市場 ³ (注) 取引所に登録された企業 (証券の発行会社ではない) が書面にて登録申請。登録にあたっては、対象銘柄の指定、対象銘柄が取引されている組織市場に関する情報 (内外市場で取引されていない銘柄の場合には対象銘柄や発行企業の詳細な情報等) が求められる。
会計基準	IFRS	IFRS	IFRS 又は各国基準	該当なし

¹ 2010 年 6 月現在の企業数

² 形式は定められておらず、数値と説明を用いて、財政状態及び業績の動向を説明することが求められる。

³ 取引状況は、ドイツ連邦金融監督庁 (BaFin) 及び州規制当局により、インサイダー取引防止などの観点からのみ規制される (通常の TOB 規制などの対象外)。

未定稿

フランスの取引所

規制/非規制	規制市場	非規制市場	
市場	NYSE Euronext Paris	NYSE Alternext Paris ⁴	Marché Libre ⁵
企業数 ⁶	642	127	286
市場の概要	開示基準が厳格な透明性の高い市場 ・ 年次報告書 ・ 半期報告書 ・ 四半期報告書 ⁷	規制市場より開示基準が厳格でない市場（取引所ルールに基づき開示） ・ 年次報告書 ・ 中間報告書	開示ルールが特段定められていない市場 ⁸
会計基準	IFRS	IFRS 又は各国基準	該当なし

⁴ NYSE Alternext Parisは中小・中堅企業向けの下位市場である。

⁵ Marché Libreは中小・中堅企業向けの下位市場であるが、より小規模な企業を対象としており、NYSE Euronextにより運営されている。相対的に投資リスクが高いため、投資家は情報収集能力の高い機関投資家などに限られる。

⁶ 2010年6月の企業数

⁷ 四半期報告書の形式は定められておらず、プレス発表用の資料も使用可

⁸ 継続開示制度は存在しないが、上場時には2年分の財務諸表が必要である。